

防犯カメラ使用細則

管理規約第20条により、次のとおり防犯カメラ運用使用細則（以下「本細則」という。）を定める。

（目的）

第1条 防犯カメラは、区分所有者等の防犯および管理組合の共有財産の維持保全に資することを目的として設置し、その運用および管理については、区分所有者等のプライバシーに充分配慮するものとする。

（映像の閲覧）

第2条 防犯カメラの映像（個人の肖像を含む。）の閲覧は、次の事由が発生した場合に限定するとともに、閲覧にあたっては管理者の承認を経なければならない。この場合、管理者は事後すみやかに監事会に報告しなければならない。

- （1）警察から正式な要請があった場合
- （2）犯罪行為、事件が発生した場合あるいは発生のおそれにより予防保全措置が必要な場合
- （3）管理規約および附属細則の違反があった場合
- （4）共同生活の秩序を乱す行為があった場合
- （5）管理者が必要と認めた場合
- （6）共有財産が侵害された場合、侵害の恐れにより予防保全措置が必要な場合

2 前項の場合にかかわらず、管理事務を受託し、または請け負った者が、機器の動作確認または事件・事故の映像箇所特定のために機器を操作することは、映像の閲覧にあたらぬものとする。

（映像閲覧の立会者）

第3条 防犯カメラの映像を閲覧する場合、立会者は次の各号に定める者に限定し、申請者が単独で閲覧してはならない。

- （1）警察官（警察より要請があった場合）
- （2）管理者
- （3）管理事務を受託し、または請け負った者

（立会者の守秘義務）

第4条 前条による立会者は、映像内容および関連情報について守秘義務を負うものとする。

（映像の提供）

第5条 警察および公的機関より映像データの貸与を求められた場合は、管理者は、利用目的、返却等についての書面を受領のうえ、提供するものとする。

(映像の保存期間および消去)

第 6 条 映像の保存期間は、原則として10日間とする。

2 前項の保存期間が終了した映像データは、機器の設定により、自動的に新たなデータを上書きする方法により、消去するものとする。

(保守管理)

第 7 条 防犯カメラの機器、映像データ等の保守管理は、管理者の責任のもとに実施する。

2 前項の保守管理を第三者へ業務委託する場合は、書面による取り決めを行う等、適切な管理が行われるように努めるものとする。

(使用細則の効力および遵守義務)

第 8 条 本細則は、区分所有者の包括承継人および特定承継人に対しても、その効力を有する。

2 占有者は、区分所有者が本細則に基づいて負う義務と同一の義務を負うものとし、同居する者に対して本細則に定める事項を遵守させなければならない。

(本細則の改廃)

第 9 条 本細則の変更または廃止は、総会の決議を経なければならない。

附 則

(発効日)

第 1 条 本細則は、2013年8月25日から発効する。

以上